

# 令和5年度事業計画

(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

## 第一 基本方針

令和4年度は多くの国で新型コロナウイルスとの共存が進み、経済活動への悪影響が薄れた一方、ロシアのウクライナ侵攻に伴う混乱や世界的な物価上昇等、経済社会を取り巻く環境変化の大きい1年であった。

中でも、昨年9月に英国で発足した新政権が史上最短の2か月弱で退陣に追い込まれたことは、財政規律の重要性を痛感する印象的な出来事であった。

経済の活性化は財政健全化の観点からも極めて重要な課題であるが、日本国内でも昨年後半から人々の往来が本格回復に向かい、インバウンド需要も持ち直し始めたことは明るい材料である。

こうした状況を背景に、公益社団法人東広島法人会として11年目を迎える当法人会は、取り巻く社会環境の変化に的確に対応しつつ、「法人会の理念」に則り、法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、組織及び財政基盤の強化を図るために会員増強に力を入れるとともに、地域社会の活性化に配慮しつつ、税や地域の経済・社会環境の整備改善に寄与する公益目的事業活動を積極的に展開する。

また、会員企業同士の交流が活発化・多様化することを支援し、ウィズコロナ時代のビジネス開拓に有益な情報が得られる機会となるよう取り組む。

## 第二 主な事業活動

### 1 税を巡る諸環境の整備改善等を図ることを目的とする事業

#### (1) 税の啓発活動・租税教育活動の充実

税務研修会、租税教室、税に関する絵はがきコンクール、税の広報活動等を引き続き実施する。特に、次世代を担う小学生に税の重要性を正しく理解し、関心を持ってもらうため租税教育及び租税教室の一層の拡大・充実に努める。

なお、青年部会では市内小学校の「租税教室への講師派遣」を、女性部会では「税に関する絵はがきコンクール」を、重点施策と位置づけ積極的に推進する。

また、申告納税制度の一層の定着に資するため、消費税の「期限内納付」、e-Taxの利用推進、ダイレクト納付の推進に努める。

#### (2) 研修活動の充実

一般の企業及び市民、会員に対する税法・税務の知識の一層の普及啓発に努めるため、各種の研修会、経営セミナー、講演会等の開催を計画し、研修内容に応じた有効な教材の作成配布を行う。

#### (3) 税に関する広報の充実

税知識の普及と啓発を目的として、広報誌及びホームページ等各種媒体を利用したマイナンバー制度・消費税のインボイス制度やe-Tax・eLTAXの利用、改正

電子帳簿保存法をはじめとする税法の改正事項等を、広く一般の企業・市民・会員に時宜にかなった情報を発信する。

#### (4) 税制改正への提言

我が国財政は先進国の中で突出して悪化していたところに 100 兆円近いといわれる莫大なコロナ対策費が加わり、国債発行残高は 1,000 兆円の台を突破し、地方を合わせると長期債務残高は国内総生産（GDP）の 2 倍以上に達している。

コロナ禍はまさに国難であり、国民が連帯し幅広く負担することが求められる。

コロナ禍が最悪期を脱しウイルスとの共存段階に入ったとされる今、このコロナ対策財源の借金返済をどう進めるかが最大の課題であり、我が国においても少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務である。

また、我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという深刻な構造問題を抱えている。

団塊の世代が本年度から後期高齢者入りし、この世代がすべて後期高齢者となる医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025 年問題」が始まり、社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点が重要であり、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

こうした状況から今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出、②少子高齢化や人口減少社会の急進展、③デジタル化や働き方の多様化、④グローバル競争としれがもたらす所得格差など経済社会の大きな構造変化、⑤国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性などにどう対処するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題となる。

コロナ間の影響は依然残っているうえ、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり経営環境は一段と厳しさを増しており、早期に地域経済の担い手であるだけでなく我が国経済の礎となり健全経営に取り組んでいる中小企業が持てる能力を發揮できるような税制の確立が求められる。

社会保障の安定財源確保と財政健全化に消費税は欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいという点、税制の簡素化、税務執行コスト面等から問題も多く、政府は国民や事業者への影響、低所得対策の効果等を検証する等見直しも必要であり、令和 5 年 10 月から導入される「インボイス制度」については、事業者混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備や課税事業者が免税事業者と取引を行うに際して取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう実効性の高い対策が必要である。

さらに、インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するための事業者の事務負担やコストは年々増加しており、特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となっており影響が大きく、システ

ム改修や従業員教育など事務負担が増大する中小企業に対する特段の配慮が求められる。

また、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が、近年相次いで発生しており、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性ある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。災害による損失を雑損控除と切り離れた新たな控除制度の創設や少子化対策や女性活躍の推進、超高齢化社会及びグローバル化の進展など経済社会の構造変化に対処するため、時代に合ったデジタル化に取り組む必要がある。

こうした情勢を踏まえ、地域経済の担い手である中小企業の活性化に資する税制をはじめ、税のオピニオンリーダーとして我が国の将来を展望した建設的な提言に努める。

## 2 地域の経済社会環境の整備改善等を図ることを目的とする事業

地域社会への貢献と地域社会の健全な発展を目的とした講演会を実施する。

令和4年度開催された西条酒まつりの会場で担当した清掃活動等は今年度も継続し実施されるものと見込まれることから、今年度も柔軟に対応する。

また、社会貢献活動の一環として、「AED（自動体外式除細動器）」の公共施設等への寄贈を継続して実施する。

## 3 法人会活動を活性化することを目的とする事業

### (1) 組織の強化・充実

イ 公益性拡大の観点から加入率 60%以上を目標とし、金融機関・関係諸団体の協力を得ながら会員増強に努めるとともに、会員の退会防止にも努める。

ロ 年間を通じて会員増強に努めることとするが、特に9月から12月の4ヶ月間を「会員増強月間」と定め、役員を中心に積極的な会員増強に取り組む。

### (2) 広報活動の充実

法人会の知名度の向上、活動内容の周知等に加えて会員増強を図るため、会報誌「ほうゆう」の発行や当法人会ホームページへの情報掲載等広報活動の一層充実に取り組む。

### (3) 青年部会・女性部会の充実

#### イ 青年部会

「青年部会のあり方（指針）」に沿って、「税の啓発」をはじめとする活動の充実を図る。部会活動の大きな柱である「租税教室」への講師派遣、及び「部会員増強運動」については、今まで以上に積極的に取り組む。

また、「財政健全化のための健康経営プロジェクト」に対する会員の理解を深め、主体的かつ継続的に取り組む。

#### ロ 女性部会

「女性部会のあり方（指針）」に沿って、法人会活動の充実・活性化に努める。

税の啓発活動の一環である市内の全小学6年生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」を継続実施するとともに、内容の充実を図る。

また、令和6年4月に開催される全国女性フォーラム広島大会に向け、女性部会はもとより青年部会にも支援要請を行い、一致団結して取り組む。

なお、SDGsへの取り組みについても、引き続き全法連女性部会の方針を踏まえた取り組みを実施する。

(4) 法人会会員の福利厚生の上昇に資することを目的とする事業

イ ウィズコロナという新たな環境の変化や改善を的確に捉え、安定的な成長となるよう協力3社との協調に努め、福利厚生制度の更なる推進を図る。

なお、今年度も組織委員会と合同での会員増強施策や各種事業を行う等、協力3社の協業や商品の相互販売を進め推進の拡大を図る。

ロ 支部別新規加入企業の目標設定及び表彰については、支部別の目標件数を設定し、目標を達成した支部に報奨金を贈呈する。

(5) 会員支援事業

会員の企業活動を支援することがひいては法人会活動の活性化に繋がるとの認識の下、公益社団法人である当会の特色を出しつつ、親会、青年部会、女性部会が一丸となって、会員企業支援のために、出会いの場、交流の機会を設けられるよう努める。

(6) その他

西条税務署管内税務協力団体連絡協議会等他団体が行う諸事業に、積極的に協力・参加し交流を図っていく。